

藤枝市大井川河川敷スポーツ広場グラウンドゴルフ場条例の一部を改正する条例

藤枝市大井川河川敷スポーツ広場グラウンドゴルフ場条例（平成21年藤枝市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の部（備考を除く。）を次のように改める。

(1) 施設使用料

使用区分	時間区分	使用料	
		半日	全日
		午前8時から午前12時まで 又は午後1時から午後5時まで	午前8時から午後5時まで
専用使用 (1コースにつき)	一般・学生	3,490円	6,980円
	生徒・児童	1,740円	3,490円
個人使用	当日券（1人半日につき）	一般・学生	200円
		生徒・児童	100円
	回数券（12枚つづり。1枚の利用は半日につき）	一般・学生	2,080円
		生徒・児童	1,030円

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- この条例による改正後の別表(1)の部の規定は、平成31年10月1日（以下「基準日」という。）以後の施設の使用に係る使用料で基準日以後に納付するものについて適用し、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から平成31年9月30日までの施設の使用に係る使用料で、基準日前又は基準日以後に納付するものについては、なお従前の例による。

（施行日から基準日前までの間に納付する使用料の特例）

- 基準日以後の施設の使用に係る使用料で施行日以後基準日前までに納付するものについては、次の表の左欄に掲げる改正後の藤枝市大井川河川敷スポーツ広

場グラウンドゴルフ場条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表(1)専用使用	3,490円	3,420円
(1コースにつき)の款	6,980円	6,850円
	1,740円	1,710円
	3,490円	3,420円